

増毛町物価高騰対応消費回復支援事業要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）に「物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援する」ために重点支援地方交付金が追加されたことを受け、国が実施する「低所得世帯等支援給付金事業」および増毛町が実施する「非課税世帯支援給付金事業」に該当しない世帯のうち、物価高騰の影響より消費が減退している世帯に対して支援を行うことで、消費を回復することを目的に実施する事業について、必要な事項を定めるものとする。

（支援対象）

第2条 この要綱による支援の対象は、令和7年3月4日から令和7年4月30日の間、本町に住所を有する世帯のうち、次の各号の全てに該当する世帯の世帯主とする。

- （1） 令和6年度増毛町低所得世帯等支援給付金支給事務実施要綱第3条第1項に該当しない世帯
- （2） 令和6年度非課税世帯支援給付金支給事務実施要綱第3条に該当しない世帯
- （3） 物価高騰の影響により消費が減退している世帯
- （4） 増毛町以外の市町村において、国が実施する低所得世帯等支援給付金事業による給付金等の給付を受けていない世帯

（支援方法）

第3条 支援方法は、増毛町商工会商品券の支給による。

（支給額および加算額）

第4条 第2条に該当する世帯について、1世帯2万円とする。

- 2 令和7年3月31日において満年齢18歳以下のいる世帯については、当該児童1人あたり1万円を前項の支給額に加算する。

（申請手続き）

第5条 支援を受けようとする者は、町長が定める期日までに別紙様式第1号により申請手続きを行わなければならない。

（支給）

第6条 町長は、前条の手続きに則った申請書を受理したときは、その内容の審査を行い、速やかに増毛町商工会商品券を支給するものとする。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により支援を受けた者があるときは、その者から当該支援額相当を返還させることとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年9月30日限り、その効力を失う。
ただし、第7条の規定は、この要綱の失効後もなお効力を有する。